

お問い合わせ先  
海上保安庁交通部安全課  
課長補佐 本田 雄一  
(代表) TEL3591 - 6361 (内線 6302)  
(夜間) TEL3591 - 2776 (直通)



平成 2 4 年 9 月 1 4 日  
海 上 保 安 庁

## 港則法施行令の一部を改正する政令について

### 1. 背景

港内は、一定の水域に多数の船舶が頻繁に出入りし、かつ、停泊、荷役等を行う場所であることから、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るため、港則法（昭和 2 3 年法律第 1 7 4 号）において、船舶交通量が多い等船舶交通等の規制を行う必要のある 5 0 0 港を対象として、港内での速力制限、航法、工事作業の許可等の規制を課している。また、大型船舶が出入りできる港又は外国船舶が常時出入りする港であって船舶交通量が特に多い等の理由により一層厳しい規制を行う必要のある京浜港、阪神港等 8 4 港については、特定港として、上記規制に加え、入出港の届出、航路航行、危険物荷役の許可等の規制を課している。

石狩湾港については、本年末より石狩 LNG 基地の運転が開始される予定であるため、今後大幅な危険物荷役量の増加が見込まれるところ、特定港として必要な規制を課す必要がある。

### 2. 概要

特定港については、港則法施行令（昭和 4 0 年政令第 2 1 9 号）別表第二に定められているところ、石狩湾港を別表第二に追加する。

### 3. 今後のスケジュール

閣	議	平成 2 4 年 9 月 1 4 日 (金)
公	布	平成 2 4 年 9 月 2 0 日 (木)
施	行	平成 2 4 年 1 0 月 1 日 (月)